

R3. 12. 3 議会運営委員会

明神委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、12月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 12月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

明神委員長 初めに、12月定例会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

(徳重総務部長、説明)

明神委員長 何か質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

明神委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
 12月定例会の日程については、10月14日の議運で予定案としての協議をしている。
 会期については、案のとおり、12月9日木曜日開会、12月23日木曜日閉会ということで、会期は15日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。
 以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

ア 質問者(会派)の発言順序

明神委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。
 質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党5名、県民の会1名、日本共産党2名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、
 質問第1日目 12月14日火曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党
 第2日目 12月15日水曜日 自由民主党、日本共産党、自由民主党
 第3日目 12月16日木曜日 自由民主党、自由民主党
 の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

明神委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人

R3. 12. 3 議会運営委員会

については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

明神委員長

次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

明神委員長

次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、12月13日月曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

(4) 請願書の受理期限

明神委員長

次に、請願書の受理期限についてである。

申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、12月14日火曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

明神委員長

次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。

今回、産業振興土木委員会の委員長から、委員長報告を行いたいとの申し出があったので、御報告する。

(6) 令和2年度決算議案

明神委員長

次に、令和2年度決算議案についてである。

4ページの資料4、継続審査となっていた決算議案の委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。

まず、議案等の訂正についてである。

9月定例会開会日に提出され、決算特別委員会に付託された決算議案のうち、報第1号令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算について、5ページのとおりの知事か

R3. 12. 3 議会運営委員会

ら議長あてに訂正の申し出があったので、決算特別委員会に送付するとともに、その写しを全議員にお配りしてある。

また、決算議案と併せて提出された令和2年度決算説明資料について、7ページのとおり知事から議長あてに訂正の申し出があったので、同じく決算特別委員会に送付するとともに、その写しを全議員にお配りしてある。

この件について、総務部長から発言を求められている。

総務部長、どうぞ。

徳重総務部長

9月議会開会日にお配りした令和2年度歳入歳出決算書及び令和2年度決算説明資料の中に誤りがあり、11月25日付で知事から議長あてに訂正依頼をさせていただいた。

議会への提出文書の作成については、これまで議会からの御指摘を踏まえ、チェック体制を強化してきたところではあるが、チェックの手順書を見直して資料間の突合等をこれまで以上に徹底するとともに人為的ミスを防ぐよう財務会計システムの修正を行うなど再発防止を行ってまいります。誠に申し訳ありませんでした。

明神委員長

何か質問はないか。

(なし)

明神委員長

この件については、開会日に議長の諸般の報告の中で報告するとともに、決算特別委員長報告の中でも改善を求める旨の要請がなされるとお聞きしているので、申し添える。

なお、この際、議会運営委員長としても、今後議会に議案や資料等の書類を提出する場合は十分な精査を行うよう、執行部に要請しておく。

次に、決算議案についての議事手続であるが、決算議案を開会日の日程に上げ、委員長報告を行うことで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

次に、委員長に対する質疑は省略することで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

次に、討論についても省略し、採決を行うことでいかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

なお、採決は、資料4の一覧表の記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了承)

R3. 12. 3 議会運営委員会

明神委員長 | あわせて、採決の方法について念のため申し上げる。
359報第1号令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算については、知事から議案の訂正願いが提出されていることから、訂正を承認することについてお諮りした後、採決するので、御了承願う。

(了 承)

2. 自治功労者表彰状の伝達について

黒岩副委員長 | 次に、自治功労者表彰状の伝達についてである。
このことについては、明神委員長も受賞者のお一人であるので、私から御報告させていただきます。

このたび、塚地佐智議員が在職30年以上、加藤漠議員、西内健議員、弘田兼一議員、明神健夫議員、依光晃一郎議員の5名が在職10年以上の自治功労者として全国都道府県議会議長会から表彰を受けられた。

誠におめでとうございます。

この表彰状の伝達式を慣例により、開会日の議事日程終了後に行うこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

黒岩副委員長 | また、受賞者を代表してのお礼の挨拶は、在職年数の長い方をお願いしているので、塚地佐智議員にお願いすることで御了承願う。

(了 承)

明神委員長 | それでは、ここで、開会日の議事日程表と伝達式次第をお配りする。

(事務局、資料配付)

明神委員長 | 事務局に説明をさせる。

(吉岡議事課長、説明)

明神委員長 | この順序で、議事運営等が行われるので、御了承願う。

(了 承)

3. 高知県社会福祉審議会委員の推薦について

明神委員長 | 次に、10ページの資料5、高知県社会福祉審議会委員の推薦についてである。
社会福祉審議会委員については、現在、西森雅和危機管理文化厚生委員長のほか、私、明神健夫が就任しているが、令和4年1月11日でその任期が終了するので、今回新たに委員の推薦依頼があった。

危機管理文化厚生委員長は充て職であるので、西森雅和議員には引き続き就任いただくことになるが、あと1名についてはいかがでしょうか。

R3. 12. 3 議会運営委員会

- (な し)
- 明神委員長 それでは、この件については会派に持ち帰り、次回の議運で協議するという
ことで、いかがか。
- (異議なし)
- 明神委員長 それでは、さよう決する。

4. その他

(1) 9月定例会で可決された意見書

- 明神委員長 次に、その他についてである。
まず、11ページの資料6、9月定例会で可決された意見書についてである。
このことについて、事務局に報告させる。
- 吉岡議事課長 9月定例会で議決した意見書についてである。11ページ、資料6を御覧願う。
9月定例会で議決された米価下落対策を強く求める意見書において、脱字がある
ことが分かった。11ページが議決された意見書である。上のほうのアンダーライン
を入れている箇所があるが、こちらが6.7ヘクタールとなっていた。正しくは次の12
ページにあるとおり6.7万ヘクタールである。万という字が抜けていた。
議決後、国に提出する前に脱字が発見されたので、議長において、議長の事務統
理権により訂正し、国に対しては正しくしたものを送付している。
今回の脱字の原因としては、事務局で確認をしているがその確認が十分でなかっ
たものである。今後なお一層十分チェックをしていき、同じようなミスが起きない
よう努めてまいる。誠に申し訳ありません。
- 明神委員長 ただいま事務局から報告があったが、この件については、議長の事務統理権によ
り訂正の上関係機関に送付しているので、御了承願う。
- (了 承)

(2) 12月定例会における感染症拡大防止対策

- 明神委員長 次に、13ページの資料7、12月定例会における感染症拡大防止対策についてであ
る。
このことについて、事務局に説明をさせる。
- 吉岡議事課長 13ページ、資料7を御覧願う。新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた12月
定例会における対応の案である。
現在の本県の新型コロナウイルスの感染状況や県の対応ステージなどを踏まえ、
特別な対応でなく基本的な感染予防対策を引き続き取ることでよいと考え、本会議
では①手指消毒の徹底、②換気の徹底、③マスクの着用など⑦まで、委員会では①
から⑤までであるが、引き続き9月定例会と同様の対応としていくことと考えている。
ただ1点、④傍聴者への協力要請において少し変更を考えている。ここには記載
していないが、本会議の傍聴定員については、9月定例会までは密を回避するため、
本来の一般傍聴の定員145名を53名までとする運用としていた。

R3. 12. 3 議会運営委員会

しかしながら、国の基本的対処方針では、イベントなどの収容人数は大きな声を発声しない場合、5,000人以下であれば定員まで入れてよいこととされている。このため、傍聴定員を53名までとする運用をやめ、本来の定員まで入っていただく運用に戻したいと考える。

このため、傍聴者への協力要請として、手指消毒やマスク着用といった基本的な感染予防対策、万が一のための緊急連絡先の記載や入場時の検温は引き続き協力を求めていくが、傍聴自粛の要請や座席間隔の確保については、取りやめとさせていただきたいと考えている。

以上である。

明神委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

明神委員長

それでは、12月定例会における対応についてはこの案のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

(3) 高校生フォトコンテスト

明神委員長

次に、14ページの資料8、高校生フォトコンテストについてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

高校生フォトコンテストの審査の実施について御説明する。14ページの資料8を御覧願う。

今回、第6回となるフォトコンテストについては、先月に応募を締め切ったところである。審査を今後行っていき、入賞作品を決定していくこととしているので、そのスケジュールについて御説明する。

14ページの中央の表を御覧願う。表の一番上、11月29日月曜日に応募を締め切り、14の学校から67名、112点の応募をいただいた。参考までに次の15ページに、過去からの応募状況を記載している。

引き続き、新型コロナウイルス感染症による学校活動への影響が続いているので、応募の状況が心配されたが、表の一番下の合計欄を右から左に向けて御覧いただくとおわかりいただけるように、結果として人数、点数とも昨年度を上回りこれまでで2番目に多い人数、作品数となっている。

14ページの表にお戻りいただき、この後の予定である。来週の12月7日、8日に第1次審査として高知県写真家協会の岩崎会長及び元高知新聞社写真部長の門田和夫氏に入賞候補作品15点を選んでいただくこととしている。なお、それぞれの審査員が全作品の中から15点を選出するので、重複することが考えられる。このため1次審査通過作品数は、15点から30点の間となる。資料の上で約20点と記載させていただいているのはこのためである。この1次審査を通過した作品の中から、議長賞1点、副議長賞1点、佳作3点程度の入賞作品を選出するための第2次審査を行う。この審査方法については、4月の議会運営委員会で御決定いただいたとおり、昨年

R3. 12. 3 議会運営委員会

度までと同様、全ての議員の皆様のご投票によることとしている。

まず、12月定例会初日12月9日木曜日に、資料上部の写真にあるように、1階玄関前に1次審査を通過した入賞候補作品を展示するとともに、控え室の皆様のご机に投票用紙を配付する。この投票用紙にフォトコンテストのテーマである「高知の魅力」「高知の自然」にふさわしいと思われる作品5点以内で印をつけ、掲示板横にある投票箱に入れていただくこととしている。

議会開会中の大変お忙しいときであるので、投票は任意とし、投票締切りを12月17日金曜日の常任委員会初日の午後5時とし、時間が来ればその時点で終了とする。なお、委員会が長引いた場合は、委員会終了時刻から1時間後まで延長する。

そして、翌週の20日から22日の間に、事務局において投票数を確認、議長、副議長に御報告し、入賞作品を決定する。そして、12月23日閉会日の議運で入賞作品を御報告し、その後、全議員に入賞作品の一覧をお配りするとともに、ホームページに掲載、発表することとしている。なお、表彰式については、入賞者の方の御都合もお伺いしながら、後日調整させていただく。

以上である。

明神委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

明神委員長

それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了承)

明神委員長

なお、審査への積極的な参加について、委員の皆さんからも各議員への呼びかけをよろしく願います。

(4) 防災訓練

明神委員長

次に、16ページの資料9、防災訓練についてである。
このことについて、事務局から説明がある。

濱口総務課長

本年度の防災訓練については、10月14日の議会運営委員会により、12月議会の閉会日に実施することを御承諾いただいていた。

その訓練の実施要領について御説明する。16ページの資料9を御覧願う。

まず、実施日時については、閉会日12月23日の午後1時10分からを予定している。次に、訓練参加者については、議員の皆様と事務局職員で実施する。訓練実施場所については、本会議場、議事堂玄関前で実施する。次に、次第であるが、まず訓練の前に事務局から、議会活動指針における議員と事務局職員との間の情報伝達手段等について、また訓練の概要について御説明する。

訓練の内容である。開始時間は、おおよそ午後1時30分頃となる。訓練は、本会議中に県内広域で震度6強の地震が発生し、県内に大津波警報が発表されたとの想定で実施する。なお、この地震により議事堂への被害が大きく、火災が発生し建物内にとどまることが危険との想定で訓練を行う。まず、模擬本会議開会中に、緊急地震速報が発令される。これを受けて会議を中断し、議長から身の安全の確保の発言がある。議員の皆様は、ヘルメットを着用し、机より低くなって身を守る姿勢を

R3. 12. 3 議会運営委員会

取り揺れに備えていただく。緊急地震速報の10秒後に強い揺れを想定した効果音が90秒間流れる。その間、議場内の皆様は身を守る姿勢を取り続けていただく。

次のページをお願いします。ここからは、揺れが収まった後となる。事務局から、地震情報や議事堂内の火災の状況、避難場所等の情報が届いた後、議長から避難指示があるので事務局職員が議事堂玄関前へ誘導する。なお、訓練では議事堂内で火災が発生する想定のため、本来であれば、避難場所は議事堂から離れ、より高い場所へ避難することとなるが、便宜的に議事堂玄関前へ避難することとしている。

資料の18ページを御覧願う。議場から玄関前の避難場所までの経路図である。議員の皆様については、混雑を避け安全に避難していただくために、二手に分かれて避難していただく。訓練では、玄関前の中央階段は天井からの落下物等により危険と判断し避難経路とせず、自民党の議員の皆様はこの図で実線でお示している議場西側の出入口から北側の階段を通過して、自民党以外の議員の皆様は破線でお示している議場東側の出入口から東階段を通過して、それぞれ事務局職員の誘導に従って議事堂玄関前へ避難をお願いします。なお、点線は3階席の傍聴人と図書室利用者の避難経路を示している。

資料の17ページにお戻り願う。避難先の議事堂玄関前での配置図である。本会議をこの屋外で再開するので、おおよその目印で配置することとしている。避難後の配置に移動されたら、点呼を取り安否確認を行い避難完了となる。

その後、正副議長及び議運の正副委員長と今後の議会運営について協議した後、本会議を再開し、会期延長、休会及び延会の議決を行ったところで、避難訓練は終了となる。なお、避難訓練については報道機関にお知らせすることとしている。前回の訓練では、訓練の様子が放映された。

また、訓練実施後は、議員の皆様アンケート用紙をお配りさせていただき、改善点などについて御意見をいただきたいと考えているので御協力をお願いします。

やむを得ず不参加となる場合は、あらかじめ事務局まで御連絡をお願いします。説明は以上である。

明神委員長 訓練を行う前に改めて説明があるということでしょうか。

濱口総務課長 訓練当日、訓練前に御説明させていただきます。

明神委員長 何か質問はないか。

(なし)

明神委員長 それでは、事務局の説明のとおりで、御了承願う。

(了承)

(5) 令和3年度議会費12月補正予算

明神委員長 次に、20ページの資料10、令和3年度議会費12月補正予算についてである。このことについて、事務局から説明をさせる。

(濱口総務課長、説明)

R3. 12. 3 議会運営委員会

明神委員長 何か質問はないか。

(なし)

明神委員長 それでは、説明のとおりで、御了承願う。

(6) その他

明神委員長 最後に、その他で何かないか。

米田委員 今議会の一般質問において我が会派の岡田芳秀議員がスクリーンの持ち込みと映像による質問を予定しているので、事前にお知らせをさせていただきたいと思う。よろしく願います。

明神委員長 ただいま、米田委員から岡田議員の一般質問の際にスクリーンを持ち込みたいとの御発言があった。

この件については、平成25年9月19日の議運で、一般質問の際の、スクリーン等の電子機器の使用は本人の申し出により認めるとの申合わせがあるので、御了承願う。

(了承)

明神委員長 ほかにないか。

(なし)

明神委員長 それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の12月16日木曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、議案の付託等についてである。

なお、総務部長から提出議案の追加について発言があったが、追加の補正予算が提出されることとなった場合、その件について御協議願うため、臨時の議運を開くこととするので、御了承願う。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。